

## 第1章 総則

### (根拠及び理念)

第1条 この社会福祉法人ムクドリ福祉会（以下「本会」という）定款施行細則（以下「細則」という。）は、

本会定款（以下「定款」という。）第40条の規程により、本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

2 この細則は 定款第1条（目的）及び第3条（経営原則）により、本会事業の遂行を担う各機関（評議員会、評議員選任・解任委員会、役員会及び各保育所園長）が本会の理念遂行に取り組む思いを一つにし、本会事業が福祉・保育サービスの利用者（保護者及び児童）の権利と尊厳を守る事、又本会事業が地域の子育て家庭の需要に応える等の地域福祉の推進に努める等の事業推進のための細則を定めるものである。

### (細則の目的・領域)

第2条 前条2（目的/経営原則）により、本法人は社会福祉事業の質の向上及び確実・効果的な事業執行と健全な維持振興に留意した事業経営を図るものとし、加えて情報開示と説明責任の遂行をもって透明性を図る等の社会的要請に応える責務を果たすために、本会事業の執行を担う各機関（評議員会・役員会（理事会等）と各事業所運営管理責任者一同）が、協力して事業の遂行を図るために必要な権限と責任及び役割分担等について定めるものとする。

2 この細則は、法人の各機関の権限と責任及びその運営について定める他、事業遂行を司る本部事務局の業務、各事業所の日常業務運営並びに法人の経営にかかる以下の各事業所の業務運営に関して、遂行責任者である理事会及び理事長の業務権限と責任分担等を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

3 定款の定めによる、事業執行に関わる各機関は以下の通りであり、それぞれについてはこの細則において、第2章（評議員専任・解任委員会）及び第3章（評議員会）第4章（理事会）第5章（理事長専決事項等及び第6章監事）第7章（事務局）第8章その他等を設けて、権限及び執行責任等について細則を定める。

- (1) 評議員会専任・解任委員会（定款第6条/本則第2章）
- (2) 評議員会（定款第9条～第14条/本則第3章）
- (3) 役員会（理事・監事）（定款第15条～/本則第4章・第5章）

4 定款第22条に基づく「職員の選任及び任免」により編成される、業務遂行を分担して担う執行部署として以下を設ける。

- (1) 本部事務局
- (2) ムクドリ連絡会（以下「連絡会」）構成事業所
  - ① むくどりこども園
  - ② むくどり第2保育園
  - ③ むくどり風の丘こども園

### (業務の決定及び職務権限)

第3条 前条3項に定める本法人各機関の業務に関する決定事項及び権限については、定款の定めに従うものとする。尚、評議員会については定款第10条、理事会については第24条に定められた事項である。

2 定款第24条の日常業務についての理事長の職務権限（専決事項）については次のとおりとする。

「日常の業務」の例としては次のような業務がある。

- ① 「施設長の任免その他の重要な人事」を除く職員の任免。
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④設備資金の借入に係わる契約であって予算の範囲内のもの。

⑤建設工事請負や物品納入等の契約の内、次のような軽微な者。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄

ただし法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

⑧予算上の予備費の支出

⑨入所者・利用者の日常の処遇に関する事

⑩入所者の預り金の日常の管理に関する事

⑪寄附金の受け入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

## 第 2 章 評議員選任・解任委員会

### (運営規則)

第 4 条 定款第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規則において定める。

## 第 3 章 評議員会

### (評議員会の開催)

第 5 条 評議員会は定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会とする。(本-11 条)

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。ただし、本会は事業計画及び収支予算の審議及び承認は理事会においてなされる旨を規定(第 31 条)しているので、事業計画等の内容の把握及び予算案の適切な編成についての把握、又基本財産の処分が見込まれる建替え整備等を予定する際には評議員会の審議と承認が必要となる等の関連議案等について審議する。又、その開催について評議員より求められた場合にも可能な限り事業年度開始前に開催するものとする。

### (理事及び監事の出席)

第 6 条 議題・議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

### (招集の手続き)

第 7 条 理事長は、評議員会を招集する場合は、あらかじめ理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。(定款第 12 条)

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。

(2) 請求があった日から、6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合。  
4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### (招集の通知)

第8条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。尚、この場合にあっても、前条第1項(日時・場所、目的、議題)についてはその要点を記載することとする。

3 評議員は会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無を別紙2によりあらかじめ理事長に届け出るものとする。

#### (招集手続の省略)

第9条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

#### (議長)

第10条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

2 評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

#### (評議員提案権)

第11条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき、評議員会において議決に加わることができる評議員の五分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

#### (評議員会の決議事項及び決議案件)

第12条 評議員会の決議事項は定款第10条に定めるとおりとする。

2 評議員会の表決の方法は挙手による賛意の表明によるものとする。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人による行使はすることができない。

#### (決議の省略)

第13条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決にわたることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (評議員会への報告)

第14条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

#### (理事等の説明義務)

第15条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、及び次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合。(次に掲げる場合を除く。)

(ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合。

(イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合。

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害する事となる場合。

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしない事につき正当な理由がある場合。

### (議事録)

第 16 条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、以下の事項を記載しなければならない。又第 2 項の決議があったものとみなすものの記載もこれと同様とする。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所（会場）
- (3) 出席者指名
- (4) 議事録署名人
- (5) 議案
- (6) 議案に関する発言内容
- (7) 議案に関する表決結果
- (8) 議事録署名人の記名押印、その年月日
- (9) その他必要と認めた事項

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、従たる事務所は評議員会の日から五年間、備え置かななければならない。

### (欠員補充)

第 17 条 評議員に欠員が生じた場合は、概ね 3 ヶ月以内に補充選任を行うものとする。

## 第 4 章 理事会

### (理事会の開催)

第 18 条 理事会は、定款第 17 条及び定款第 25 条（理事会の招集）の定めに従い、毎会計年度に 5 月、3 月の 2 回は定例開催する。

2 その他、理事会は、次の事項に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

### (招集者)

第19条 定款第25条第1項のとうり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

(1) 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があり理事が招集する場合。

(2) 前条第2項第3号および同条第2項第4号により理事が招集する場合。

(3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。

2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

### (招集の手続き)

第20条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第18条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

### (議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

3 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

### (理事による利益相反取引等の制限)

第22条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会与当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

### (利益相反取引等の報告)

第23条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (決議方法)

第24条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の議決について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の表決の方法は挙手による賛意の表明によるものとする。
- 4 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

#### (決議の省略)

第25条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすこととする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

#### (報告の省略及び省略できない事項)

第26条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

#### (監事の出席)

第27条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (議事録)

第28条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

又第2項の決議があったものとみなす議案についての記録も同様の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
  - (2) 開催場所(会場)
  - (3) 出席者指名
  - (4) 議事録署名人(理事長・監事)
  - (5) 議案
  - (6) 議案に関する発言内容
  - (7) 議案に関する表決結果
  - (8) 議事録署名人の記名押印、その年月日
  - (9) その他必要と認めた事項
- 2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には次の事項を記載しなければならない。
- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
  - (3) 決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
  - (2) 報告を要しないものとされた日
  - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で理事長が常に閲覧できるよう保管し、10年間保存するものとする。

#### (欠員補充)

第29条 理事及び監事に欠員が生じた場合は、概ね3ヶ月以内に補充選任を行うものとする。

### (理事会等への出席)

第30条 監事は、原則として評議員会及び理事会に出席するものとし、また発言することができる。ただし  
議決に加わることはできないものとする。

### (監事の監査)

第31条 定款第18条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、現監事が協議の上、適時実施するものとする。なお、監事監査に当たっては、評議員会議事録、理事会議事録及び事業計画等を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に、事業報告書原案の精査及び経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認の上、承認報告書面等を作成し理事会に提出するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果について監事は、これを次の理事会に報告しなければならない。

### (監事の選任議案)

第32条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること、又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

### (調査及び差止め請求)

第33条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査することができるものとする。この場合において法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### (理事会への報告)

第34条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 報酬等の支払い

### (評議員及び役員の報酬と費用の支給の基準)

第35条 評議員への報酬等の支給については定款第8条の定めによりものとし、その支給額については会議出席1回につき10,000円(税引き後)とする。

2 役員への報酬等の支給については定款第21条の定めによりものとし、その支給額については会議出席1回につき8,000円(税引き後)とする。なお、旅費等については、実費を支給することができるものとする。

3 第1項及び第2項の規程に基づく報酬については、本細則第2条-(4)-②に記載された事業所において、給与の支払いを受ける施設長又は管理監督者であって理事に選任されている者については、報酬は支払わないものとする。

## 第8章 本部事務局員の任免と職務

### (本部事務局及び局員の任免)

第36条 定款本則第22条定めにより、理事長は本法人業務実務を担うための事務局職員(以下「事務局員」という)を置くことができるものとする。事務局員の処遇等については法人内事業所職

員に適用される「就業規則」によるものとし、給与等職員全員に適用される規則上の取り扱いについても同等の内容が適用されるものとする。但し、法人内事業所職員が兼務する場合の処遇は法人内事業所を優先する。

2 理事長は、第1項により採用された事務局員の内から、理事長の推薦に基づき理事会の承認を得て事務局長を選任することができる。事務局長の選任は、理事選任と同時に行うものとし、任期は2年間とするが、再任されることができるものとする。

3 事務局長は、理事長の職務及び専決事項の遂行を補佐することを中心業務とし、その業務及び権限の内容は、別表-①に関わる理事長専決事項の補佐業務とする。

## 第9章 その他（秘密の保持他）

### （秘密の保持）

第37条 本法人の評議員又は役員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容及び法人の運営に関わる情報を行政機関等で定められた情報開示以外の、第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の評議員又は役員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

### （改 正）

第38条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとし、報酬等の支給基準及び支給額等について改定する時、又定款の中で評議員会の承認が求められる条項に関する細則とその改正については、評議員会の承認を得るものとする。

## 付 則

1. この細則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この細則は、平成30年4月1日から施行する。